附則第七条第一項中「並びに同条第四十一項」を「、同条第四十一項」に改め、「熱損失改修専有部分の床面積に対する割合」の下に「並びに同条第四十二項及び第四十三項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合」を加え、同条第五項中「高齢者等居住安定化推進事業」を「スマートウェルネス住宅等推進事業」に改め、同条第十一項の表政令附則第十二条第二十五項第三号の項中「次項」を「以下この条」に改め、同表に次のように加える。

政令附則第十二条第四十二項第一号ハ	一の独立区画部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十二項第二号ロ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十二項第二号ハ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十三項第一号ハ	一の独立区画部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十三項第二号ロ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十三項第二号ハ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

附則第七条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。

12　法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とし、附則第八条の三の三の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の四　法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2　法附則第三十条第一項に規定する専ら内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3　法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4　法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

附則第二十二条第一項中「法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないもの（次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」又は「特定一般財団法人」という。）に改め、同条第二項中「法附則第四十一条第三項に規定する」を削り、「同条第一項」を「法附則第四十一条第一項」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。